

秋田県告示第92号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり建設業者に対して営業の停止を命じたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成27年3月6日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 処分をした年月日
平成27年2月26日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社高富製作所
秋田市土崎港相染町字浜ナシ山113番地1
代表取締役 高橋 富雄
秋田県知事許可（般-24）第40076号
- 3 処分の内容
平成27年3月7日から同年5月5日までの間、建設業のすべての営業の停止
- 4 処分の原因となった事実
有限会社高富製作所の社員が贈賄の罪で秋田地方裁判所から懲役10月、執行猶予3年の判決を受け、当該判決が確定した。
このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当する。